

医療用物資の国備蓄品の売却について
～具体的な手続き等は厚生労働省ホームページをご参照～

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本医師会より標記通知が発出されましたので情報提供申し上げます。

本件は、医療用（サージカル）マスク・N95 等マスク・アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む）及びサージカルガウン・非滅菌手袋（4 物資）について売却公募を実施する旨、知らせるものです。

売却公募では、4 物資について、公募番号ごとに応募者を募り、応募期限の後、採択者が決定され、売却入札と同様に、国から卸業者等に適正な価格で売却放出を実施することを目的とされていますが、医療機関等が競争参加資格を取得し、購入することも可能とのことです。概要は下記のとおりであり、具体的な手続き等は、下記ホームページ（厚生労働省ホームページ）をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○売却対象製品は別紙資料1のカタログ、製品リストは別紙資料2で詳細が示されていること。

➤ 売却対象製品は、医療用となっているが、他の用途での使用も可能であること。

○別紙資料2の製品リストに記載の型式、使用期限等により売却対象製品を区分し、当該区分を売却単位として売却公募を実施するため、応募・購入も売却単位ごとに実施されること。

○公募公示は令和6年9月13日、応募期限は令和6年10月1日となっており、採択者決定は令和6年10月3日に予定されていること。

○国の売却公募への応募の具体的な手続等については、厚生労働省ホームページの調達情報に掲載されている公募公示（各物資の売払契約）及び公募要領を参照すること。

➤ 公募要領は、公募公示（各物資の売払契約）において、閲覧できること。

➤ 応募には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要があること。

○売却公募では、応募者（買い手）のニーズに対応し、購入を希望する製品の公募番号及び1枚当たりの購入単価により応募を受け付けることとされていること。

➤ 当該売却単位の購入希望者が複数の場合は、購入単価が高い応募者に売却が行われること。

○売払物品は、厚生労働省が買受人指定の場所（原則、落札者が初回配送時に指定した1カ所の場所）に配送されること。

➤ 配送は、本物品引渡期限（契約締結日から2ヶ月以内）までに、原則、保管倉庫1カ所につき1回までの発送となること。

➤ 配送に要する費用は厚生労働省が負担し、その他必要な一切の諸経費は買受人が負担すること。

➤ 引渡物品が相当数あり、保管倉庫から1回の発送・受領が困難と厚生労働省が認める場合に限り、発送回数が調整される場合があること。

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-oth-kikakukoubo/index.html



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)